

石川県公報

令和4年3月4日

第13487号（金曜日）

毎週2回 火曜 金曜発行

目次

告 示		選挙管理委員会	
○医療扶助のための医療を担当させる機関の指定 (厚生政策課)	1	○県条例の制定又は改廃の請求及び県の事務等の監査の 請求の場合の署名者の最低数	8
○医療支援給付のための医療を担当させる機関の指定 (同)	1	○県議会の解散の請求並びに知事、副知事、県選挙管理 委員、県監査委員及び県公安委員会の委員の解職請求 の場合の署名者の最低数	8
○生活保護法に基づく指定医療機関の診療所等の廃止の 届出 (同)	2	○県議会議員の解職請求の場合の署名者の最低数	8
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国し た中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関す る法律に基づく指定医療機関の診療所等の廃止の届出 (同)	2	○県教育委員会の教育長又は委員の解職請求の場合の署 名者の最低数	9
○家畜伝染病予防法に基づく監視伝染病の発生の状況等 を把握するための検査の実施 (畜産振興・防疫対策課)	2	石川海区漁業調整委員会	
○豚熱の予防のための注射の実施 (同)	4	○石川海区漁業調整委員会が所管する手続等に係る石川 県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する 条例施行規程の一部改正	9
○水産総合センターで生産するひらめ等の種苗の令和4 年度配布予定数量、配布価格、配布予定期間及び配布 申請期間 (水産課)	4	内水面漁場管理委員会	
公 告		○石川県内水面漁場管理委員会が所管する手続等に係る 石川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関 する条例施行規程の一部改正	9
○争議行為の通知公告 (労働企画課)	6	○共同漁業権漁場の令和4年度目標増殖量	10
○開発行為及び公共施設に関する工事の完了公告 (建築住宅課)	7	○漁業法の規定によるコイの持出しの禁止の一部改正	11

告 示

石川県告示第67号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和4年3月4日

石川県知事 谷 本 正 憲

名 称	所 在 地	指定年月日
てまり薬局 能美根上駅前店	能美市大成町ト119-5	令和4年1月1日
訪問看護ステーション 九谷	能美市寺井町わ20番地	令和4年1月11日
ぐらんりーふ訪問看護ステーション	能美市高坂町ニ90番地3	令和4年2月1日

石川県告示第68号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和4年3月4日

石川県知事 谷 本 正 憲

名 称	所 在 地	指定年月日
てまり薬局 能美根上駅前店	能美市大成町ト119-5	令和4年1月1日
訪問看護ステーション 九谷	能美市寺井町わ20番地	令和4年1月11日
ぐらんりーふ訪問看護ステーション	能美市高坂町ニ90番地3	令和4年2月1日

石川県告示第69号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から、次のとおり診療所等を廃止した旨の届出があった。

令和4年3月4日

石川県知事 谷 本 正 憲

名 称	所 在 地	廃止年月日
てまり薬局	能美市大成町へ63-2	令和3年12月31日

石川県告示第70号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から、次のとおり診療所等を廃止した旨の届出があった。

令和4年3月4日

石川県知事 谷 本 正 憲

名 称	所 在 地	廃止年月日
てまり薬局	能美市大成町へ63-2	令和3年12月31日

石川県告示第71号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、監視伝染病の発生の状況等を把握するための検査を次のとおり実施する。

令和4年3月4日

石川県知事 谷 本 正 憲

第1 ヨーネ病

1 実施の目的

発生予防（清浄性の確認）のため

2 実施する区域

県内全域

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

- (1) 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びその牛と同一施設内で飼育している牛
- (2) 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している肉用雌牛のうち家畜保健衛生所長が必要と認める牛
- (3) その他、家畜保健衛生所長が必要と認める牛

4 実施の期日

令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間において管轄家畜保健衛生所長が指定する日

5 検査の方法

家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号。以下「規則」という。）別表第1に基づく方法

第2 伝達性海綿状脳症

1 実施の目的

清浄性の確認のため

2 実施する区域

県内全域

- 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
牛海綿状脳症に関する特定家畜伝染病防疫指針(平成27年4月1日農林水産大臣公表。以下「BSE指針」という。)において、サーベイランスの対象とされる牛
 - 4 実施の期日
令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間において管轄家畜保健衛生所長が指定する日
 - 5 検査の方法
規則別表第1及びBSE指針に基づく方法
- 第3 豚熱
- 1 実施の目的
免疫付与状況等の確認のため
 - 2 実施する区域
県内全域
 - 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
実施区域内で飼養されている豚のうち家畜保健衛生所長が必要と認める繁殖豚、繁殖候補豚及び肥育豚
 - 4 実施の期日
令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間において管轄家畜保健衛生所長が指定する日
 - 5 検査の方法
豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針(令和2年7月1日農林水産大臣公表)に基づく方法
- 第4 高病原性鳥インフルエンザ
- 1 実施の目的
発生予察のため
 - 2 実施する区域
県内全域
 - 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
実施区域内で100羽以上の家きんを飼養している施設において家畜保健衛生所長が必要と認める家きん
 - 4 実施の期日
令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間において管轄家畜保健衛生所長が指定する日
 - 5 検査の方法
血清抗体検査(エライザ法及び寒天ゲル内沈降反応)及びウイルス分離検査
- 第5 腐蛆病
- 1 実施の目的
発生予防(清浄性の確認)のため
 - 2 実施する区域
県内全域
 - 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
実施区域内で飼養されている蜜蜂のうち家畜保健衛生所長が必要と認める蜜蜂
 - 4 実施の期日
令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間において管轄家畜保健衛生所長が指定する日
 - 5 検査の方法
臨床検査、ミルクテスト及び細菌検査
- 第6 アカバネ病
- 1 実施の目的
発生予察のため
 - 2 実施する区域
県内全域
 - 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
実施区域内で飼養されている牛のうち家畜保健衛生所長が必要と認めるワクチン未接種の未越夏の牛
 - 4 実施の期日

令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間において管轄家畜保健衛生所長が指定する日

5 検査の方法

臨床検査及び血清学的検査

第7 オーエスキー病

1 実施の目的

発生予防(清浄性の確認)のため

2 実施する区域

県内全域

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施区域内で飼養されている豚のうち家畜保健衛生所長が必要と認める繁殖豚、繁殖候補豚及び肥育豚

4 実施の期日

令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間において管轄家畜保健衛生所長が指定する日

5 検査の方法

臨床検査及び血清学的検査

第8 豚流行性下痢

1 実施の目的

発生予防(抗体保有状況の把握)のため

2 実施する区域

県内全域

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

県外導入豚及び実施区域内で飼養されている豚のうち家畜保健衛生所長が必要と認める豚

4 実施の期日

令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間において管轄家畜保健衛生所長が指定する日

5 検査の方法

臨床検査及び血清学的検査

石川県告示第72号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第6条第1項の規定により、豚熱の予防のための注射を次のとおり実施する。

令和4年3月4日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 実施の目的

発生予防のため

2 実施する区域

県内全域

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施区域内で飼養されている豚のうち家畜保健衛生所長が必要と認めるもの

4 実施の期日

令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間において管轄家畜保健衛生所長が指定する日

5 注射の方法

豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針(令和2年7月1日農林水産大臣公表)に基づく方法

石川県告示第73号

石川県水産種苗配付規則(昭和31年石川県規則第32号)第3条の規定により、水産総合センターで生産するひらめ、くろだい、あわび、さざえ、あかがい、とりがい、いわがき、あゆ、まごい、にしきごい、やまめ、かじか、ほんもろこ及びどじょうの各種苗の令和4年度配布予定数量、配布価格、配布予定期間及び配布申請期間を次のとおり定めた。

令和4年3月4日

石川県知事 谷 本 正 憲

志賀事業所生産分

1 ひらめ

規 格	配布予定数量	配布価格	配布予定期間	配布申請期間	備考
全長100mm内外	220,000尾	1尾 40円	令和4年6月1日から 同年7月31日まで	令和4年4月1日から 同年7月31日まで	放流用
全長80mm内外	4,000尾	1尾 80円	令和4年6月1日から 同年7月31日まで	令和4年4月1日から 同年7月31日まで	養殖用

2 くろだい

規 格	配布予定数量	配布価格	配布予定期間	配布申請期間	備考
全長50mm内外	200,000尾	1尾 9円	令和4年8月1日から 同年9月30日まで	令和4年4月1日から 同年9月30日まで	放流用

3 あわび

規 格	配布予定数量	配布価格	配布予定期間	配布申請期間	備考
殻長16～20mm	220,000個	1個 20円	令和4年10月1日から 同年11月30日まで	令和4年4月1日から 同年8月31日まで	放流用

4 さざえ

規 格	配布予定数量	配布価格	配布予定期間	配布申請期間	備考
体重7g内外 (殻高30mm内外)	1,100kg	1kg 4,800円	令和4年10月1日から 同年11月30日まで	令和4年4月1日から 同年8月31日まで	放流用

5 あかがい

規 格	配布予定数量	配布価格	配布予定期間	配布申請期間	備考
殻長2mm内外	150,000個	1個 1円	令和4年8月1日から 同年9月30日まで	令和4年4月1日から 同年9月30日まで	

備考 配布価格は、志賀事業所渡し価格とする。

能登事業所生産分

1 とりがい

規 格	配布予定数量	配布価格	配布予定期間	配布申請期間	備考
殻長10mm以上	100,000個	1個 30円	令和4年6月1日から 同年8月31日まで	令和4年4月1日から 同年6月30日まで	養殖用

2 いわがき

規 格	配布予定数量	配布価格	配布予定期間	配布申請期間	備考
1連 原盤45枚 (殻長2mm内外)	400連	1連 3,800円	令和4年9月1日から 同年9月30日まで	令和4年4月1日から 同年7月31日まで	養殖用

備考 配布価格は、能登事業所渡し価格とする。

美川事業所生産分

1 あゆ

規 格	配布予定数量	配布価格	配布予定期間	配布申請期間	備考
体重5g内外	1,800kg	1kg 2,900円	令和4年4月1日から 同年7月29日まで	令和4年4月1日から 同年5月31日まで	

備考 配布価格は、美川事業所渡し価格とする。

内水面水産センター生産分

1 まごい

規 格	配布予定数量	配布価格	配布予定期間	配布申請期間	備考
全長50mm内外	48,000尾	1尾 8円	令和4年8月1日から 同年11月30日まで	令和4年4月1日から 同年11月15日まで	
成 魚	450kg	1kg 800円	令和4年4月1日から 同年11月30日まで	令和4年4月1日から 同年11月15日まで	

2 にしきごい

規 格	配布予定数量	配布価格	配布予定期間	配布申請期間	備考
全長50mm内外	4,000尾	1尾 18円	令和4年8月1日から 同年9月30日まで	令和4年4月1日から 同年9月15日まで	

3 やまめ

規 格	配布予定数量	配布価格	配布予定期間	配布申請期間	備考
発 眼 卵	129,000粒	1,000粒 1,800円	令和4年11月1日から 同年12月15日まで	令和4年9月1日から 同年11月15日まで	
体重1.1～1.5g	46,000尾	1尾 12円	令和4年4月1日から 同年5月31日まで	令和4年4月1日から 同年5月15日まで	

4 かじか

規 格	配布予定数量	配布価格	配布予定期間	配布申請期間	備考
体重0.2～0.3g	37,000尾	1尾 12円	令和4年7月1日から 同年8月31日まで	令和4年4月1日から 同年7月31日まで	
体重0.3～0.5g	24,000尾	1尾 15円	令和4年8月1日から 同年10月15日まで	令和4年4月1日から 同年9月15日まで	

5 ほんもろこ

規 格	配布予定数量	配布価格	配布予定期間	配布申請期間	備考
全長30mm内外	68,200尾	1尾 2円	令和4年7月1日から 同年9月30日まで	令和4年4月1日から 同年8月31日まで	
採卵用親魚	55kg	1kg 2,000円	令和4年4月1日から 同年11月30日まで	令和4年4月1日から 同年11月15日まで	

6 どじょう

規 格	配布予定数量	配布価格	配布予定期間	配布申請期間	備考
全長20mm内外	200,000尾	1尾 3円	令和4年5月16日から 同年8月31日まで	令和4年4月1日から 同年7月31日まで	

備考 配布価格は、内水面水産センター渡し価格とする。

公 告

争議行為の通知公告

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定により、石川県医療労働組合連合会執行委員長 林明子から、次のとおり争議行為を行う旨令和4年2月22日通知があった。

令和4年3月4日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 事件

賃金引上げ等の要求

2 日時

令和4年3月10日以降、事件が解決に至るまでの期間

3 場所

次に掲げる事業場における組合員が従事する全職場

金沢市赤土町ニ13番地6 社会福祉法人恩賜財団済生会石川県済生会金沢病院

金沢市小坂町中83番地 医療法人社団浅ノ川浅ノ川総合病院

金沢市田中町ハ16番地 医療法人社団浅ノ川田中町温泉ケアセンター

金沢市石引4丁目3番5号 社会医療法人財団松原愛育会松原病院

金沢市沖町ハ15番地 独立行政法人地域医療機能推進機構金沢病院

七尾市本府中町ワ部5番地 医療法人松原会七尾松原病院

七尾市中狭町イ部12番地 社会福祉法人松原愛育会七尾更生園

七尾市富岡町94番地 社会医療法人財団董仙会恵寿総合病院

羽咋市柳橋町堂田53番地1 公益社団法人石川勤労者医療協会羽咋診療所

能美市寺井町ウ84番地 公益社団法人石川勤労者医療協会寺井病院

能美市寺井町ウ84番地 公益社団法人石川勤労者医療協会介護老人保健施設手取の里

小松市下栗津町み1番地 公益社団法人石川勤労者医療協会小松みなみ診療所

輪島市堀町1字13番2号 公益社団法人石川勤労者医療協会輪島診療所

金沢市平和町3丁目5番2号 公益社団法人石川勤労者医療協会健生クリニック

金沢市上荒屋1丁目79番地 公益社団法人石川勤労者医療協会上荒屋クリニック

金沢市上荒屋1丁目79番地 公益社団法人石川勤労者医療協会有料老人ホームひだまり

金沢市京町20番3号 公益社団法人石川勤労者医療協会城北病院

金沢市京町24番14号 公益社団法人石川勤労者医療協会

金沢市天神町1丁目18番37号 金沢医療生活協同組合けんろく診療所

金沢市大豆田本町甲278番地 公益社団法人石川勤労者医療協会訪問看護ステーションあて

金沢市京町20番50号 公益社団法人石川勤労者医療協会訪問看護ステーションつくし

金沢市平和町3丁目5番2号 公益社団法人石川勤労者医療協会訪問看護ステーションすみれ

金沢市上荒屋1丁目39番地 公益社団法人石川勤労者医療協会訪問看護ステーションあい

能美市寺井町ウ84番地 公益社団法人石川勤労者医療協会訪問看護ステーションかけはし

羽咋市東川原町柳橋74番地1 公益社団法人石川勤労者医療協会訪問看護ステーションほのぼの

金沢市京町20番15号 公益社団法人石川勤労者医療協会金沢医療事業協同組合

金沢市浅野本町2丁目23番21号 公益社団法人石川勤労者医療協会グループホームおんぼらーと

金沢市浅野本町2丁目18番26号 一般社団法人いしかわゆめ福祉サービス付き高齢者向け住宅ほやね城北

羽咋市石野町ト40番地 公益社団法人石川勤労者医療協会グループホームなが穂の里

金沢市長町1丁目5番30号 社会福祉法人聖霊病院金沢聖霊総合病院

4 概要

救急外来患者及び入院中の重症患者のための保安要員を除く、全部又は一部の組合員のあらゆる合法争議行為

開発行為及び公共施設に関する工事の完了公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)に基づく次の開発行為及び公共施設に関する工事が完了した。

令和4年3月4日

石川県知事 谷 本 正 憲

開発区域に含まれる地域の名称	公共施設の種類、位置及び区域	開発許可を受けた者
河北郡津幡町字津幡は507番1から507番4まで 河北郡津幡町字津幡ト508番1、508番3から508番10まで、農道及び水路の無籍地の一部	道路 河北郡津幡町字津幡は507番1、507番3 河北郡津幡町字津幡ト508番9、農道及び水路の無籍地の一部 道路(通路) 河北郡津幡町字津幡ト508番10	金沢市保古一丁目28番地 株式会社ハクトー

選挙管理委員会

石川県選挙管理委員会告示第23号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数(県条例の制定又は改廃の請求及び県の事務等の監査の請求の場合の署名者の最低数)は、次のとおりである。

令和4年3月4日

石川県選挙管理委員会

18,914人

石川県選挙管理委員会告示第24号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1(その総数が40万を超え80万以下の場合にあつてはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあつてはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)の数(県議会の解散の請求並びに知事、副知事、県選挙管理委員、県監査委員及び県公安委員会の委員の解職請求の場合の署名者の最低数)は、次のとおりである。

令和4年3月4日

石川県選挙管理委員会

218,210人

石川県選挙管理委員会告示第25号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第80条第1項の規定による各選挙区別の選挙権を有する者の総数の3分の1(その総数が40万を超え80万以下の場合にあつてはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあつてはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)の数(県議会議員の解職請求の場合の署名者の最低数)は、次のとおりである。

令和4年3月4日

石川県選挙管理委員会

選挙区名	最低署名者数
金沢市選挙区	125,490人
七尾市選挙区	14,507人
小松市選挙区	29,430人
輪島市選挙区	7,434人
珠洲市鳳珠郡選挙区	11,188人
加賀市選挙区	18,365人
羽咋市羽咋郡南部選挙区	9,686人

かほく市選挙区	9,931人
白山市選挙区	31,148人
能美市能美郡選挙区	15,081人
野々市市選挙区	14,626人
河北郡選挙区	17,747人
羽咋郡北部選挙区	5,673人
鹿島郡選挙区	4,923人

石川県選挙管理委員会告示第26号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1(その総数が40万を超え80万以下の場合にあつてはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあつてはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)の数(県教育委員会の教育長又は委員の解職請求の場合の署名者の最低数)は、次のとおりである。

令和4年3月4日

石川県選挙管理委員会

218,210人

石川海区漁業調整委員会

石川海区漁業調整委員会規程第2号

石川海区漁業調整委員会が所管する手続等に係る石川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程(平成20年石川海区漁業調整委員会規程第2号)の一部を次のように改正する。

令和4年3月4日

石川海区漁業調整委員会

第10条を第11条とし、第5条から第9条までを1条ずつ繰り下げ、第4条の次に次の1条を加える。

(情報通信技術による手数料の納付)

第5条 情報通信技術利用条例第3条第5項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法は、前条第1項の規定により行われた申請等により得られた納付情報により納付する方法とする。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

内水面漁場管理委員会

石川県内水面漁場管理委員会規程第2号

石川県内水面漁場管理委員会が所管する手続等に係る石川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程(平成20年石川県内水面漁場管理委員会規程第2号)の一部を次のように改正する。

令和4年3月4日

石川県内水面漁場管理委員会

第10条を第11条とし、第5条から第9条までを1条ずつ繰り下げ、第4条の次に次の1条を加える。

(情報通信技術による手数料の納付)

第5条 情報通信技術利用条例第3条第5項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法は、前条第1項の規定により行われた申請等により得られた納付情報により納付する方法とする。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

石川県内水面漁場管理委員会告示第1号

漁業の免許（平成25年石川県告示第1号）及び漁業の免許（平成28年石川県告示第302号）に掲げる共同漁業権漁場の令和4年度目標増殖量を次のとおり定める。

令和4年3月4日

石川県内水面漁場管理委員会

免許番号 (漁場名)	目 標 増 殖 量											あゆ 産卵床 ㎡
	増 殖 手 法											
	放					流						
あゆ kg	こい kg	ふな kg	いwana kg	やまめ kg	やまめ (さくら ます) kg	うなぎ kg	わか さ 万粒	ぬま ちちぶ kg	てなが えび kg	かじか 尾		
内共第1号 (大聖寺川)	580			60		36	10					2,000
内共第2号 (柴山潟)		60	110				25					
内共第3号 (動橋川)	350	5	5	21		21	20		10	10	2,500	
内共第4号 (大杉谷川)	88			40	40							
内共第5号 (手取川・大日川)	1,114			42		84						5,000
内共第6号 (直海谷川)				68	57							
内共第7号 (瀬波川)				72	15							
内共第8号 (尾添川)				57	8							
内共第9号 (御坊谷川)				7	4							
内共第10号 (大日川)				67	12							
内共第11号 (下田原川)				88	31							
内共第12号 (赤谷川)				92	31							
内共第13号 (手取川)				665	50							
内共第14号 (大嵐谷川)				30								
内共第15号 (小嵐谷川)				30								
内共第16号 (犀川)	850			15		45					6,000	2,000
内共第17号 (浅野川)	920			9		21					6,000	
内共第18号 (森下川)	100					9						
内共第19号 (大海川)	200			20		60						
内共第20号 (邑知潟)			170									
内共第21号 (赤浦潟)		20					100					
内共第22号 (河原田川)	180											500
内共第23号 (町野川)	185	4									2,000	

内 共 第 24 号 (手 取 川)	486					60						
計	5,053	89	285	1,383	248	336	55	100	10	10	16,500	9,500

- 注1 こい及びふなについては、1尾当たりの重量を2g以上とする。
- 2 いwana、やまめ及びやまめ(さくらます)については、1尾当たりの重量を3g以上とする。
- 3 あゆについては、1尾当たりの重量を3.5g以上とする。
- 4 ぬまちちぶについては、1尾当たりの重量を5g以上とする。
- 5 てながえびについては、1尾当たりの重量を4g以上とする。
- 6 かじかについては、1尾当たりの重量を0.3g以上とする。

石川県内水面漁場管理委員会指示第1号

漁業法の規定によるコイの持出しの禁止(令和3年石川県内水面漁場管理委員会指示第2号)の一部を次のように改正し、公表の日から施行する。

令和4年3月4日

石川県内水面漁場管理委員会
会 長 八 田 伸 一

2中「令和4年3月31日」を「令和5年3月31日」に改める。

